

◆新型コロナウイルス感染症に関して

(令和5年5月8日現在)

学校保健安全法19条により出席停止とする目安は、現在、次のようになっています。

【出席停止の期間】

発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。

※発症した翌日を1日目として判断する。

※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指す。

○児童生徒に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がみられる場合、及び同居の家族に未診断の発熱等の症状がみられる場合でも、原則、出席停止の措置は取らない。

ただし、新型コロナウイルス感染症に感染している疑いがある場合や感染するおそれのある場合には、校長の判断により、出席停止の措置をとる場合がある。

○上記以外でも、新型コロナウイルス感染症に関して生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、保護者の申し出を受け、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う場合があります。

※感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒等について、同居の家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合

※医療的ケア児や基礎疾患児について、主治医の見解を保護者に確認し登校すべきでないとして学校が判断する場合

新型コロナウイルス感染症に関する欠席の場合は、別紙「新型コロナウイルス感染症（疑いも含む）についての連絡票」に保護者の方が記入・押印の上、再登校の際に必ず、担任または保健室までご提出ください。

〈お願い〉

新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、出席停止の基準が変更されました。発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がみられる場合には、無理をせず、自宅で休養するようにしてください。また、体調に不安がある場合は、担任に申し出るようにしてください。